

佐野市堀米保育園 しおり（重要事項説明書）

平成30年4月1日現在

1 事業者

事業者名称	佐野市
代表者氏名	市長 岡部 正英
所在地	佐野市高砂町1番地
電話番号	0283-24-5111（保育課）

2 施設の目的

堀米保育園は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする子どもを日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

3 運営の方針

- (1) 家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護と教育を一体的に行います。
- (2) 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。

4 提供する保育の内容（提供する特定保育の内容）

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第百十七号）に基づき次の内容を柱として作成した全体的な計画により、養護と教育を一体とした保育を実施します。

(1) 保育理念

乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。

(2) 保育方針

- ・子どもの人権を尊重し、一人一人の成長や発達を大切にする保育
- ・安定した環境の中で、様々な体験を通し、豊かな心と生きる力を育てる保育
- ・保護者との連携を大切にし、共に手を携えての子育て
- ・人とのつながりをつくり、地域における幅広い子育て支援

(3) 保育目標

健康で意欲と思いやりのある、感性豊かな子どもの育成をめざす。

- ① 安心して生活できる環境の中で、様々な欲求を満ちし生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人間関係の基礎を構築し、命と人権を大切にする心を育成する。
- ④ 自然や社会の事象への興味や関心を育て豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ⑤ 人との関わりの中で、豊かな言語活動の基礎を培う。
- ⑥ 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

※全体的な計画や保育計画等は、閲覧することができます。

5 保育園の概要

名称	佐野市堀米保育園					
所在地	佐野市堀米町990番地					
電話・FAX メールアドレス	0283-24-4847 (FAX 兼用) Eメール horigomehoiku@city.sano.lg.jp					
開設年月	昭和52年4月					
敷地面積	2,387.156㎡					
建物／構造	628.52㎡ / 鉄骨造平屋建て					
主な設備	乳児室	1室	ほふく室	1室	保育室	4室
	遊戯室	1室	調理室	1室	便所	2箇所
	医務室	1室				
園長氏名	須藤 光子					
利用定員	0歳：9人 1歳～2歳：30人 3歳～5歳：81人 計120人					
特別保育等の 実施状況	延長保育 夜間保育 一時保育 すこやか保育 子育て支援					
職員への研修の 実施状況	乳児・幼児保育関係研修、障がい児保育関係研修、 園内研修、救急救命講習への参加など					
嘱託医	秋本小児科：氏名 秋本 一					
歯科嘱託医	矢菅歯科医院：氏名 矢菅 隆利					

6 開園日・開園時間及び休園日

(特定保育の提供を行う日、時間、提供を行わない日)

開園日・開園時間		月曜日から金曜日 7時30分～21時 土曜日 7時30分～14時	
保育時間	保育短時間	平日	8時30分～16時30分
		土曜日	7時30分～14時
	保育標準時間	延長保育 (平日のみ)	7時30分～8時30分 16時30分～19時30分
		延長保育 (平日のみ)	18時30分～19時30分
夜間保育	平日	17時～21時 ※堀米保育園在園児は19時30～21時	
休園日		日曜日 国民の祝日 年末年始(12/29～1/3)	

7 職員職種・員数・職務の内容（平成30年4月1日現在）

職種	員数	職務の内容
園長	1人	保育園の運営管理
保育士長（主任）	1人	総括保育業務
保育士	12人	保育業務
看護師	1人	
延長・時間外保育担当	2人	延長保育業務 時間外保育業務
夜間保育担当		延長保育業務 時間外保育業務 夜間保育業務
調理師	3人	給食業務
嘱託医	1人	内科の健康診断
歯科嘱託医	1人	歯科の健康診断

8 利用の開始と終了（特定保育施設の利用の開始と終了に関する事項）

本園の利用は、市から送付された「入所承諾通知書」に記載された期日から開始し、次の場合に終了となります。

- ①卒園をする年度（きりん組：5歳児）の年度末
- ②保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 年間行事予定

月	行事名
4	入園歓迎会 保護者会総会
5	家庭訪問 交通安全教室（地域の方と）
6	プール開き 保育参観
7	夏のつどい 隣保館ふれあい事業
8	お楽しみ保育
9	
10	運動会 ふれあい園外保育 in こどもの国（きりん組）
11	伝承遊び（地域の方と）
12	遊戯会 クリスマス会
1	お正月遊び 子育て講演会及び保育参観
2	獅子舞 豆まき きりん組親子浅間山登山 お別れ遠足
3	ひな祭り会 お別れ会 卒園式
◎毎月の行事：身体測定 誕生会 避難訓練 交通安全指導 ◎保護者による一日保育士体験 ◎育児相談：随時 ◎子育て支援：すくすく広場（毎月第1火曜日）	

10 給食について

(1) 園の給食の方針

- ・ 保育園の食育計画に基づき給食を実施します。
- ・ 地元の食材、季節の食材を活用し自園にて調理します。
- ・ 日本の伝統的な行事等を取り入れた献立とします。

(2) 昼食・おやつ

- ・ 保護者の方へは毎日の給食の展示と毎月の献立表の配布を行います。
※レシピを希望される方は、お申し出ください。

(3) 離乳食への対応

- ・ 入園時に個別に面接を行い、一人一人の発達に合わせた離乳食を進めます。

(4) アレルギー等への対応

- ・ 医師の診断に基づき個別に面接をし、除去食にて対応します。

11 利用者負担（利用者負担、その他の費用の種類、理由、額）

(1) 保育料

保育料は、保育を利用する際の利用料として納めていただくものです。

保育料は、保護者が居住する市町村が定める額になります。

※佐野市の保育料は、最終ページ掲載の表とおりです。

(2) 実費徴収

保育料のほかに保護者にご負担いただくものとして、次のものがあります。

① 保護者会費 毎月 350 円

※行事のときの子どもたちへのプレゼントなどに使われます。

②給食の主食代 1食 50円（こあら組：3歳児以上）

(3) 延長保育料

①保育短時間認定の場合

延長保育を利用する場合は、申込みが必要です。

(朝) 7時30分～8時30分	1時間	300円
	月極め	3,000円
(夕) 16時30分～17時30分	1時間	300円
	月極め	3,000円
17時30分～18時30分	1時間	300円
	月極め	3,000円
18時30分～19時30分	1時間	300円
	月極め	3,000円

※この時間帯で同じ
月に2時間以上月極
めで利用する場合
3,000円

②保育標準時間認定の場合

延長保育を利用する場合は、申込みが必要です。

(夕) 18時30分～19時30分	1時間	300円
	月極め	3,000円

※7時30分～8時30分および16時30分～18時30分の時間帯を利用する場合は、料金はかかりませんが時間外保育の届出が必要です。

(4) 夜間保育料

夜間保育を利用する場合は、申込みが必要です。

19時30分～21時	1時間	300円
	給食(希望者)	400円

12 園と保護者の連絡について

毎月1回園だよりを発行し、園の行事予定やお知らせ、子どもたちの姿などをお知らせします。また、0歳児クラス(ひよこ組)では、お子さんの様子を細かく伝えあうために連絡帳を活用します。

13 利用に当たっての留意事項

(1) 登園、降園について

- ①送迎は原則として、保護者の方をお願いします。
 - ・朝は9時30分までに登園してください。
 - ・お迎えが保護者ではなく代理の方になる時は必ず事前に園に連絡してください。連絡がない場合は、お子さんの安全のため、お迎えの方の確認ができるまで、お渡しできない場合があります。
- ②欠席する場合又は登園が遅れる場合は、保育や給食に支障がありますので、必ず9時30分までに連絡をしてください。

(2) 健康について

- ①規則正しい生活を心がけてください。
- ②衣服や体は毎日清潔にしておいてください。また、手足の爪を短く切っておいてください。
- ③登園時の健康状況の把握のため、毎朝、体温等を「健康チェック表」に記入をしていただきますのでご協力をお願いします。
- ④保育園は集団生活の場ですので、伝染性の病気にかかったときは、医師の許可を得てから登園してください。医師の証明をする「治癒証明」は園にありますので、必要な方はお申し出ください。

※伝染性の病気で治癒証明書が必要なもの

はしか、水ぼうそう、耳下腺炎(おたふくかぜ)、インフルエンザ、結膜炎など

- ⑤保育園では入園時のほかに、嘱託医(内科・歯科)による健康診断をそれぞれ年2回実施しています。その他、尿検査(全員)を行います。尿検査はご家庭での採取となりますので、ご協力をお願いします。
- ⑥医師の処方したものに限り、お薬をお預かりします。「与薬票」に必要事項を記入のうえ、朝の受付時に渡してください。

※与薬票は園にありますので、必要な方はお申し出ください。

- ⑦保育中の発熱など、お子さんの体調が不良となった場合は、保護者の方へ連絡をしますので、必ず連絡の取れる連絡先をお知らせください。

(3) その他

- ①家庭の状況や就労状況等が変わったときは、必ず連絡をしてください。変更申請や届出が必要となる場合があります。

(住所、勤務先、電話番号等連絡先、家族の構成など)

- ②転居その他の理由で保育園を退園するときは、分かった時点で必ず連絡をしてください。

14 緊急時の対応

保育園の危機管理マニュアルに基づき、緊急の内容に応じた対応をします。

※危機管理マニュアルは、閲覧することができます。

15 賠償責任保険等について

佐野市公立保育園では、在園する児童の保育園管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしており、これらの概要は次の通りです。(すべての保険内容が掲載されているわけではないことをご了承ください。)

なお、加入は任意となっておりますが、必要性をご理解いただき、同意をお願いします。

○全国市長会 学校災害賠償保障保険

(1) 引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜(株)

(2) 保険の種類・保険金額(支払限度額)

賠償責任保険 身体 1億円(1名)、10億円(1事故)

財物 2,000万円(1事故)

補償保険 死亡 100万円、後遺障害 4~100%

(3) 掛金 1名 80.35円(年額)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付

(1) 災害の種類と給付金額

・負傷・疾病 医療費(医療保険並みの療養に要する費用)の4/10

- ・ 障害 障害見舞金 41 万円～3,770 万円
- ・ 死亡 死亡見舞金 1,400 万円～2,800 万円

(2) 掛 金 1 名 375 円 (年額)

※詳しくは日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/76/Default.aspx>



16 非常災害時の対策

- (1) 消防計画作成の (変更) 届出
佐野消防署宛て 平成30年4月
防火管理者 氏名 須藤 光子
- (2) 避難訓練
火災、地震などを想定した避難訓練を月1回実施します。
- (3) 防災設備
自動火災報知器 煙感知器 誘導灯 ガス漏れ報知器
- (4) 避難場所
第1避難所：堀米保育園園庭 (鉄棒前)
第2避難所：堀米保育園駐車場 (玄関より避難)

17 虐待防止のための対応

研修会へ参加するなど、園児に対する虐待の防止を図ります。

また、児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

18 要望・苦情に関する相談窓口

- (1) 受付責任者
氏名 篠崎 史絵 (保育士長)
- (2) 解決責任者
氏名 須藤 光子 (園長)
- (3) 佐野市保育所苦情解決第三者委員
氏名 大塚 登 (佐野短期大学 総合キャリア教育学科准教授)
氏名 船渡川 真市 (民生委員児童委員 理事)
氏名 高橋 幸雄 (主任児童委員)
- (4) 受付方法
面接、電話、文書などの方法で受け付けます。

19 個人情報について

園児及びその家族の情報については、秘密を保持します。なお、次の場合は必要最低限の範囲内で個人情報を使用します。

- ・ 小学校等への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園時に入学する予定の小学校等

との間で情報を共有する場合

- ・他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の園等に在籍する場合において、当該園との間で必要な連絡調整を行う場合
- ・緊急時において、病院その他の関係機関に対して必要な情報提供を行う場合
- ・災害共済給付の加入及び給付の請求を行う場合

※園児や保護者の写真等について、市の広報やホームページに掲載することがありますが、掲載に不都合がある場合は、お知らせください。事前に確認します。

※行事等で撮影した写真、動画等についてブログや投稿サイト等に掲載する場合は、映っている全ての方の了承を必ず得てください。

平成 29 年度佐野市の保育料月額表

2号、3号認定（保育の提供を受ける場合）

各月初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分			保 育 料 （ 月 額 ）					
階層区分	定 義		3号認定 (0~2歳児)		2号認定 (3歳児)		2号認定 (4・5歳児)	
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯		2,600	2,600	1,500	1,500	1,500	1,500
3	市町村民税均等割のみ課税世帯		8,100	8,100	5,200	5,200	5,200	5,200
4	市町村民税所得割	40,000円未満	10,200	10,000	7,300	7,100	7,300	7,100
5	市町村民税所得割	40,000円以上 70,000円未満	15,100	14,800	12,200	11,900	12,200	11,900
6	市町村民税所得割	70,000円以上 100,000円未満	26,000	25,500	19,100	18,700	19,100	18,700
7	市町村民税所得割	100,000円以上 130,000円未満	33,000	32,400	22,900	22,500	20,600	20,200
8	市町村民税所得割	130,000円以上 170,000円未満	43,000	42,200	24,400	23,900		
9	市町村民税所得割	170,000円以上 200,000円未満	49,100	48,200				
10	市町村民税所得割	200,000円以上 320,000円未満	52,200	51,300				
11	市町村民税所得割	320,000円以上	53,100	52,100				

- 1 4月から8月までの保育料は前年度分の市町村民税の額により、9月から翌年3月までの保育料は現年分度の市町村民税の額により算定します。
- 2 階層区分の2に該当する次の世帯の保育料は、無料となります。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則第1条に規定する手帳をいいます。）の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法に基づく障害基礎年金、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の給付を受けている者の属する世帯
- 3 同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含みます。）の保育料は、当該子どものうち年齢の最も高い子どもから数えて、保育の提供を受ける子どもが、2番目に当たるときは同表の規定により算定する額の2分の1、3番目以降に当たるときは無料となります。